

# 専門委員会規程

## 第1条〔趣 旨〕

本規程は、Jリーグ規約第8条第2項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）各専門委員会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

## 第2条〔組織・運営〕

- (1) 各専門委員会は、それぞれ委員長および委員数名をもって、これを組織する。
- (2) 各専門委員会の委員長および委員は、サッカーに関する知識を有しまたは学識経験者の中から、チェアマンが任命する。
- (3) 各専門委員会は、委員長がこれを招集し、議事その他の会務を主宰する。
- (4) 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

## 第3条〔削 除〕

## 第4条〔任 期〕

- (1) 各専門委員会の委員長および委員の任期は2年とする。ただし、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 各専門委員会の委員長および委員は、再任されることができる。

## 第5条〔各専門委員会の所管事項〕

各専門委員会の所管事項は、別表1に記載するとおりとする。

## 第6条〔各専門委員会の職務〕

- (1) 各専門委員会は、その所管事項に関し、次の事項を行う。
  - ① 所管事項およびこれに付帯関連する事項に関する調査、研究
  - ② その他チェアマンから特に指示された事項
- (2) 複数の専門委員会の所管事項に関連する事項については、チェアマンがこれを調整する。

## 第7条〔議事録〕

各専門委員会の議事経過の要領および結果は、議事録に記録しておかなければならない。

## 第8条〔事務局〕

各専門委員会は、その事務を処理させるため、事務局を置くことができる。

第9条〔細 則〕

各専門委員会は、その所管事項の処理に関し必要な細則を定めることができる。

第10条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第11条〔施 行〕

本規程は、2012年4月1日から施行する。

〔改 正〕

2013年1月22日

2019年1月24日

2020年1月30日

2021年1月1日

2022年1月31日

2022年9月27日

2023年1月31日

# 〔別表 1〕 所管事項

専門委員会の名称	所 管 事 項
1. 法務委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 定款、Ｊリーグ規約、Ｊリーグクラブライセンス交付規則および諸規程の制定・改廃に関する検討・立案ならびに法的解釈・運用に関する事項</li> <li>② 選手契約の法的解釈・運用に関する事項</li> <li>③ リーグ戦安定開催融資規程の運用に関する事項</li> <li>④ サッカーに関する外国の制度、規程等の調査・検討</li> <li>⑤ その他法務関連事項に関する検討・立案</li> </ul>
2. マッチコミッショナー委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>① マッチコミッショナー業務内容の企画・立案</li> <li>② マッチコミッショナー候補者の選考</li> <li>③ マッチコミッショナー研修会の企画・立案</li> <li>④ マッチコミッショナー報告書、緊急報告書の管理</li> <li>⑤ マッチコミッショナーの割当て</li> <li>⑥ 各種通達事項作成</li> </ul>
3. マーケティング委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>① t o C戦略に関する制度の検討・立案</li> <li>② パートナー契約に関する事項の検討・立案</li> <li>③ 公衆送信権に関する事項の検討・立案</li> <li>④ 商品化事業に関する事項の検討・立案</li> <li>⑤ その他権利ビジネスに関する事項の検討・立案</li> </ul>
4. フットボール委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>① フットボール戦略に関する事項の検討・立案</li> <li>② 強化・育成に関する事項の検討・立案</li> <li>③ 試合日程・リーグ構造・大会方式に関する事項の検討・立案</li> <li>④ フットボールの魅力向上に関する事項の検討・立案</li> <li>⑤ その他フットボールに関する各種制度等の検討・立案</li> </ul>